

項	頁番号	項目	種別	意見	理由	回答
1	15	3.3.2 納入方法	4	「電子媒体（CD-R又はDVD-R）により正1部・副1部、書面により1部を納入すること」と記載されていますが、環境への配慮とデジタル化の推進のために、書面による納入を不要とし、電子媒体のみの納入とすることはいかがでしょうか。	環境問題への配慮およびデジタル化を推進するため。	ご指摘を踏まえ、調達仕様書を修正させていただきました。
2	27	5.2.3 実績	2	全国銀行協会が運営するシステムを利用した確認の開発が要件に含まれていますが、統合ATMとの連携に際しては統合ATMとの連携実績のあるソリューションの採用を要件または評価観点に加えてはいかがでしょうか。	統合ATMとの連携に際しては、安定した運用が求められるため、すでに連携実績のあるソリューションを採用することで開発遅延・障害発生等のリスクを低減できると考えられるため。	ご意見として承りましたが、原案どおりとさせていただきます。
3	27	5.2.3 実績	2	機構保存本人情報確認機能による公的給付支給等口座登録者に関する情報の確認において、住民基本台帳ネットワークシステムに接続することから、住民基本台帳ネットワークシステムとの接続実績を有することを要件または評価観点に加えてはいかがでしょうか。	短期間で開発する必要があるから、接続実績があることを要件とすべきと考えられるため。	ご意見として承りましたが、原案どおりとさせていただきます。
4	27	5.2.3 実績	2	中間サーバー機能を構築するにあたって、中間サーバーの構築実績を有することを要件または評価観点に加えてはいかがでしょうか。	中間サーバーは、短期間で開発する必要があることと、副本へのデータの保存・管理や、インターフェイスシステムとの連携、情報提供ネットワークシステムとの接続にあたっての機関別符号の管理、情報提供等記録の生成・保存等、特異な機能の開発が必要なため、構築実績を有することを要件とすることで開発遅延・障害発生等のリスクを低減できると考えられるため。	ご意見として承りましたが、原案どおりとさせていただきます。
5	25	5.2.3 実績	2	行政機関保有口座情報登録機能を開発し、今後行政機関からの口座情報の登録に対応することを見据えて、連携が想定される行政機関（年金局・国税庁等）との連携実績を有することを要件または評価観点に加えてはいかがでしょうか。	行政機関（年金局・国税庁等）との連携に際して、短期間で開発する必要があることと、各行政機関とのIFの調整や固有の制約への対応が求められることから、連携実績を有することを要件とすることで開発遅延・障害発生等のリスクを軽減できると考えられるため。	ご意見として承りましたが、原案どおりとさせていただきます。
6	25	5.2.3 実績	2	行政機関保有口座情報登録機能を開発し、今後自治体からの口座情報の登録に対応することを見据えて、政府共通NWとLGWANへの接続実績を有することを要件または評価観点に加えてはいかがでしょうか。	政府共通NWとLGWANとの特定通信を行うにあたって、総務省との調整の際に適切な理由・情報開示が求められることが想定されますが、本調整実績がないことで調整が難航し、LGWANとの接続に関わる工程の遅延等が考えられるため。	ご意見として承りましたが、原案どおりとさせていただきます。

1	2	1.3 業務・情報システムの概要	3	口座情報登録システム及び中間サーバーはインターネットに直接接続しない構成にすべきと考えます。	セキュリティの観点から必須要件と想定されるため。	ご指摘のとおり、口座情報登録システム及び中間サーバーについてはインターネットに直接接続しない構成を想定しております。
2	17	4.2.1 概要	2	「表5 機能一覧」について、以下の機能の追加が必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 職権修正・訂正・抹消機能</li> <li>✓ ヘルプデスク機能</li> </ul>	調達仕様書案の内容より、機能の追加記載が必要と考えるため。	ご指摘を踏まえ、調達仕様書を修正させていただきました。
3	21	4.3.3 信頼性要件	3	(2)連携先システムとして民間送達サービスの記載がありますが、本調達範囲において民間送達サービスとの連携は発生しないと理解しておりますので、記載の修正をお願いいたします。	意見記載の通り	ご指摘を踏まえ、調達仕様書を修正させていただきました。
1	10	3.1	1	(2) 開発手法の検討 アジャイルやウォーターフォールといった開発手法から適切なものを内閣府と協議の上、選択とされていますが受託後に開発手法が変わることによってスケジュールや開発工数に与える影響が大きいことから以下のように記載を変更いただけないでしょうか。 「本件の特性をふまえて、アジャイルやウォーターフォールといった開発手法から適切なものを提案すること」	スケジュールや開発工数への影響があるため	ご指摘を踏まえ、調達仕様書を修正させていただきました。

2	14	3.3.1	3	表4 納品成果物一覧の項番9、10が存在していません。提示いただいた成果物以外に追加がある場合、明記をお願いします。項番の振り間違いであれば、修正をお願いします。		ご指摘を踏まえ、調達仕様書を修正させていただきました。
3	18	4.2.2	3	「口座情報の登録にあたっては、全国銀行協会が運営するシステム等を活用」とありますが、今後の運用保守性を考慮し、「稼働後2年目以降の運用保守を考慮し、特定の事業者、製品、技術等に依存しない設計開発を実施すること」など、中立性に関する記述の追加をお願いいたします。	特定ベンダ以外は利用が難しい製品・サービスを利用することによって、今後調達する稼働2年目以降の運用事業者の幅が狭くなることを予想されるため	ご指摘を踏まえ、調達仕様書を修正させていただきました。
4	19	4.2.10	1	行政機関保有口座情報登録機能：「既存の省庁連携機能から口座情報の連携を受ける機能について、省庁連携機能の保守事業者と調整の上、機能を構築すること」とありますが、同機能の内容や連携するインターフェース仕様等が不明なため、省庁連携機能の開発・保守事業者以外では積算が難しいと考えます。連携する各機能について詳細を把握できる形で資料を開示いただきたくお願いします。		省庁連携機能のIF仕様に関する資料を閲覧可能とします。
5	19	4.2.11	3	「表6 将来追加する必要がある機能一覧」の項番2に、金融機関や行政機関から登録した際に、メールや郵便等による通知を行うために必要な情報を連携するとあり、本調達の範囲外のように読み取れますが、P24 4.4.6には通知について実施することとあります。通知については、本調達の範囲内であるか否かを明確にお示しください。	対象作業を明確にするため	ご指摘の4.4.6預貯金者への通知対応(P24)については、マイナポータルのお知らせ機能を活用した通知を想定しております。
6	20	4.3.1	3	規模要件について、口座情報登録としての利用者の記載はありますが、利用職員数の想定が記載されておりません。職員側で実施する業務も含め、想定をお示しください。	利用端末などを正確に把握できない場合、見積金額に影響が出るため。	本システムの運用はデジタル庁において行うことが想定されること、利用する職員についてもデジタル庁の担当部局の職員と想定されます。
7	12	3.2.4 (3)	3	「軽微な修正に対応すること」との記載がありますが、「軽微な修正については、協議のうえ対応すること」との記載に修正をお願いいたします。	画面上は軽微と思われても、修正自体に多くの対応工数がかかるものもあり、一概に対応可能と言えないため。	本システムは公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図ることを目的としており、基本的には軽微な修正には対応いただく必要があるものと考えます。

8	14	3.3.1 表4	3	テストエビデンスについては、テスト項目表（実績記入版）をもってエビデンスとさせていただけないでしょうか。「エビデンス確認が必要な際には都度提出を要請する」旨を注意書きしておくことで、品質確認としては問題はないと考えます。	テストエビデンスは画面キャプチャや中間ファイルなど、膨大な量になることが想定され、サイズ・頁数の観点から納入に適さないと考えます。	本システムは預貯金者の口座情報をマイナンバーと紐づけた上で管理することとしており、高度なセキュリティが求められていることから、テストエビデンスは納入していただく必要があるものと考えます。
9	24	4.4	3	運用保守要件の記載が4.4.5～4.4.9のみであるため、想定される運用保守要件を詳細に明記していただきますよう、お願いいたします。 例 バックアップ：故障時に目標復旧水準を満たすよう、必要なデータを自動バックアップすること 運用監視：システムを構成するクラウドサービス及びアプリケーションを対象に正常稼働を監視すること システム異常検知時の対応：異常検知時には自動でメール通知するなどの仕組みを構築すること など	運用要件は構築するシステムの仕様に関わります。正しい運用要件を明示していただかなければ、運用に必要な機能の実装が含まれない可能性がございます。	ご指摘を踏まえ、調達仕様書を修正させていただきました。
10	28	5.4	1	セキュリティ対策を講じた上で作業場所に設置している機器へのリモート操作による作業を認めていただけませんか。	緊急事態宣言の発出を受けても作業を継続し、納期を遵守するため。	ご指摘については、契約後の協議において然るべく対応させていただきますたく存じます。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。

[1. 要求水準を下げる 2. 要求水準を上げる 3. 文章だけを修正する 4. その他]

2. 意見及び理由は、明確かつ簡潔に記載すること。

3. 本様式の変更は行わないこと。

4. 電子媒体（CD-R等）も併せて提出のこと。

項	頁番号	項目	種別	質 問	理 由	回 答
1	10	3.1 作業方針に係る前提事項	1	民間のクラウドサービスを利用するご提案をさせていただいた場合に、本契約履行中に利用するクラウドサービスをGov-Cloudに変更するようご指示いただいた際には、プロジェクトの計画（コスト・納期）変更を実施させていただくことを想定してよろしいでしょうか。	利用するクラウドサービスを変更することで、費用の増加が見込まれるため。	ご指摘のような場合については、プロジェクトの計画変更をすることで差し支えありません。
2	12	3.2.3口座情報登録システムに係る中間サーバー機能の設計・開発 (1) 中間サーバー機能の概要	1	インターフェイスシステムについて、情報提供等記録開示システム用の既存のインターフェイスシステムの活用を検討することという記載がございます。 情報提供等記録開示システム用の既存のインターフェイスシステムを活用する場合、必要に応じて情報提供等記録開示システムのインターフェイスシステムを拡張する役務は、本調達の役務に含まれますでしょうか。	情報提供等記録開示システム用の既存のインターフェイスシステムを活用するにあたっての調達役務範囲の明確化するため。	情報提供等記録開示システムのインターフェースを拡張する役務については含まれておりません。
3	16	4.2.1 概要表5 項番4 申請履歴照会機能	1	「過去の申請情報を照会することを可能とする。」という記載がございます。 過去の申請情報の照会および参照は、マイナポータル以外に提供する必要はありますでしょうか。	行政機関や金融機関の窓口等で過去の申請情報の照会が必要となる場合、省庁連携機能を利用した情報連携が必要と考えられるため。	過去の申請情報の照会および参照については、マイナポータル以外に提供することは検討しておりません。
4	19	4.2.11 今後の機能追加を踏まえた構成 表6 項番2	1	表 6 将来追加する必要がある機能一覧に、「金融機関及び行政機関等から登録した際に、メールや郵送等による通知を行う」と記載がございます。 本要件では預貯金者へ口座情報登録システムからメールでの通知は含まれておらず、将来、メールアドレスが登録されている預貯金者へは口座情報登録システムからメールでの通知、メールアドレスが登録されていない預貯金者および、メールの送達ができなかった預貯金者へ郵送での通知を行うと理解しましたが、そのような理解でよろしいでしょうか。	メール送信機能の可否や、メール送達ができなかった際に対処する機能の可否の検討のため左記についてご教示ください。	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づく口座情報登録管理システム（以下「本システム」という。）の今回の調達においてはメール送信機能の実装を要件としていないが、将来において、本システムに登録された対象者へメールで通知を行う点について、ご認識のとおりです。 なお、郵送についてはご認識のとおりです。

5	19	4.2.7 機構保存本人情報確認機能	1	<p>「登録情報に変更又は誤りがあった場合は、当該箇所を修正等し、本人に対してその旨を通知すること。」の記載がございます。</p> <p>本人に対しての通知は以下の理解でよろしいでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. マイナポータル経由で口座情報が登録された場合、マイナポータルのお知らせ機能を利用する。</li> <li>2. マイナポータル経由以外の口座情報の登録でありかつ、メールアドレスを保持している場合、電子メールで通知する。</li> <li>3. 上記以外は、住基ネットから取得した氏名と住所を利用し郵送する。</li> </ol>	本人に通知する手段を明確化したいため。	ご認識のとおりです。
6	19	4.2.9 中間サーバー機能	1	<p>「機構保存本人確認情報の取得に係る住民基本台帳ネットワークシステムとの連携については、情報提供等記録開示システムにおいて既に設置している「住基ネット通信サーバー」を利用した照会を前提とすること。」との記載がございます。</p> <p>「住基ネット通信サーバー」は、機構保存本人確認情報の取得だけでなく、機関別符号の生成にも利用する想定です。</p> <p>機関別符号の生成についても情報提供等記録開示システムにすでに設置されている「住基ネット通信サーバー」を利用することができると理解してよろしいでしょうか？</p>	情報提供等記録開示システムにすでに設置されている「住基ネット通信サーバー」の機能に不足がある場合、独自に「住基ネット通信サーバー」が必要となるため。	本調達では情報提供等記録開示システムにすでに設置されている「住基ネット通信サーバー」を利用することはできません。情報提供等記録開示システムにおける「住基ネット通信サーバー」はシリアル番号から機関別符号を取得する機能しかなく、マイナンバーから機関別符号を取得することができないためです。
7	19	4.2.10 行政機関保有口座情報登録機能	1	<p>預貯金者の同意により、行政機関の長等から提供を受けた口座情報を登録する機能を実装する上での留意点として、「なお、行政機関からの口座情報の提供は、オンラインによる連携方式のほか、電磁的記録媒体による方式にも対応可能とすること。」という記載がございます。</p> <p>上記の電磁的記録媒体を用いて口座情報を登録する運用主体および作業場所について、弊社が弊社の運用拠点にて実施する前提でよろしいでしょうか。</p>	左記の媒体に係る運用を受託者が受託者の運用拠点にて実施する場合、特定個人情報を格納した媒体を扱うためのセキュリティ対策が必要になることが考えられるため。	ご認識のとおりです。
8	24	4.3.8 クラウドサービスに係る要件	1	<p>インターフェイスシステム及び住基ネット通信システムをオンプレミス環境に新規で用意する場合、それらについてもクラウドサービスに係る要件と同様に、阪神・淡路大震災、東日本大震災と同規模の大規模災害が発生した場合にも、継続してサービスを提供できる環境の整備が必要でしょうか。</p>	インターフェイスシステム及び住基ネット通信システムについても大規模災害を考慮したロケーションとする場合、データセンターやデータセンター間の回線を別途用意する必要があるため。	本システムについては、災害等の緊急時における公的給付についても利用が想定されるものであることから、阪神・淡路大震災、東日本大震災と同規模の大規模災害が発生した場合にも、継続してサービスを提供できる環境の整備が必要であると考えます。

9	25	4.4.6預貯金者への通知対応	1	<p>預貯金者への郵便による通知について、「別途、通知業務に係る役務提供者の調達を想定しているので、郵送に必要な通知書データを当受託者に引き渡すこと」という記載がございます。</p> <p>口座情報登録システムで保持する預貯金者の連絡先は、定期的に機構保存本人情報の異動者情報を使用して、住所を最新化するものと理解しておりますが、機構保存本人情報には郵便番号は含まれておりません。</p> <p>本システムにおいて、住所から郵便番号を逆引きし、「通知業務に係る役務提供者」へ提供することよろしいでしょうか。</p>	<p>「通知業務に係る役務提供者」へ提供する通知書データに郵便番号が必要となる場合、住所から郵便番号を逆引きする機能が必要となるため。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
1	2	1.3 業務・情報システムの概要		<p>全銀システムと口座情報登録システム間のネットワークについて、方式の想定がありましたらご教示ください。（インターネット経由/IPVPN等）</p>	<p>ネットワーク接続方式を明確にするため。</p>	<p>現時点では想定している方式はございません。</p>
2	5	1.5.1 預貯金者による口座情報の登録等の申請	4	<p>預金保険機構から口座情報の提供を開始する時期は「令和5年度（2023年度）より順次」という理解で問題ないでしょうか。</p>	<p>金融機関窓口で口座登録・変更を申請する機能運用の開始時期を確認するため。</p>	<p>ご指摘のスケジュールについては、今後、調整していくものと承知しておりますが、令和5年度以降となるものと見込んでおります。</p>
3	5	1.5.3 登録の特例等（「みなし登録申請」及び「みなし変更登録申請」）	4	<p>「既に公的給付支給等口座登録簿に登録されている者か否かについて、（中略）内閣総理大臣が行政機関の長等から情報提供を受けた時点で判断することとする。」の記載について、原則みなし更新があったものとみなし、システムで上書き更新する方針で問題ないでしょうか。</p>	<p>システム構築の見積に影響するため。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

4	5	1.5.4 修正又は訂正及び抹消		(1)届出による変更 ①「金融機関がその名称、その店舗の名称、預貯金の種別又は口座番号を変更した場合（例：金融機関等の合併による名称の変更）」の変更情報については、全銀協ネットワーク経由で提供される理解でよろしいでしょうか。	システム構築の見積に影響するため。	金融機関がその名称、その店舗の名称、預貯金の種別又は口座番号を変更した場合については、①本人からの変更、②一括口座確認サービス等を利用した確認・修正（4.2.6口座一括確認機能）を想定しております。
5	5	1.5.4 修正又は訂正及び抹消		職権による修正又は訂正が行われるケースについて、事後連絡として預貯金者本人に対し修正又は訂正の通知を行う理解でよろしいでしょうか。	自分自身がアクションしない中で情報が更新されることになるため、トラブルや世論の反発につながらないよう国民への事前周知等を含めて対応検討が必要と考えたため。	ご認識のとおりです。
6	10	3.1 作業方針に係る前提事項		「（仮称）Gov-Cloud」について、Gov-Cloudの構成を考慮した設計・構築作業が必要と理解しておりますが、移行作業自体は本調達に含まれない理解でよろしいでしょうか。また、Gov-Cloudの情報は作業開始後速やかに提供をお願いいたします。	システム構築範囲を明確にするため。	ご認識のとおりです。また、Gov-Cloudの情報についても提供いたします。
7	13	3.2.5 口座情報登録システム及び中間サーバーのサービス提供に付随する作業		ヘルプデスクの作業場所やネットワーク回線等について、現時点での指定がありましたら、ご教示ください。	専用居室や専用線が必要となる場合にはシステム運用保守の見積に影響するため。	ヘルプデスクについては、預貯金者からの問い合わせ対応に必要な登録情報の閲覧を可能とする端末が設置されるなど、本システムとも密接に関連いたします。 この点、本システムはマイナンバーにより登録口座を管理するものであることから、ヘルプデスクについても、マイナンバーを取り扱う事業者に対して課されている安全管理措置と同程度の措置が求められるものと思料いたします。
8	13	3.2.5 口座情報登録システム及び中間サーバーのサービス提供に付随する作業	4	ヘルプデスクへの問い合わせ件数について、現時点の想定がありましたらご教示ください。	ヘルプデスク体制見積の参考にするため。	サービス開始時のマイナンバーカードの普及状況など外的要因に左右されることから必ずしも正確な想定をすることは困難ですが、当室において調達している「マイナポータルを活用したサービス検索・電子申請機能の提供」におけるヘルプデスクの対応と同程度の対応は必要となるものと考えられます。（電話：約6,000件/年間 メール：約11,000件/年間）
9	17	4.2.1 概要		「機構保存本人情報」の提供が開始される時期について、現時点で決まっていましてご教示ください。	開発スケジュールに影響するため。	本システムにおけるサービス提供開始時を想定しております。

10	18	4.2.3 本人確認機能		本人確認機能は、情報提供等記録開示システムの既存機能を利用する理解でよろしいでしょうか。	申請・閲覧機能等は開示システムで構築される場合、本人確認機能も開示システム側に実装すべきと考えるため。	ご認識のとおりです。
11	18	4.2.4 登録口座情報閲覧機能		「登録口座情報閲覧機能」のユーザインタフェース（UI）は、情報提供等記録開示システムで構築する理解でよろしいでしょうか。	システム構築範囲を明確にするため。	ご認識のとおりです。
12	18	4.2.5 申請履歴照会機能		「申請履歴照会機能」のユーザインタフェース（UI）は、情報提供等記録開示システムで構築する理解でよろしいでしょうか。	システム構築範囲を明確にするため。	ご認識のとおりです。
13	19	4.2.6 口座一括確認機能		「口座情報の実在確認」について、全銀協システムとのインタフェース仕様の情報がありましたらご教示ください。現時点で情報がない場合、情報提供される予定時期をご教示ください。	システム構築仕様を明確にするため。	金融機関における一括口座確認のインターフェースに基づき、全銀フォーマットまたはCSV形式によるものを想定しておりますが、開発作業において適切な時期に提供させていただきます。また、照会機能については、全国銀行協会ではなく金融機関の機能であるため、調達仕様書を修正させていただきました。
14	19	4.2.6 口座一括確認機能		「口座情報の実在確認」の実施頻度について、現時点の想定がありましたらご教示ください。	システム構築範囲を明確にするため。	現時点では実在確認の頻度について明確な想定をしているものではありませんが、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施に資するよう、適切に行われるべきものと考えます。
15	19	4.2.7 機構保存本人情報確認機能		「機構保存本人情報確認」について、住民基本台帳ネットワークシステムとのインタフェース仕様の情報がありましたらご教示ください。現時点で情報がない場合、情報提供される予定時期をご教示ください。	システム構築仕様を明確にするため。	開発作業において適切な時期に情報提供させていただきます。
16	19	4.2.7 機構保存本人情報確認機能		「機構保存本人情報確認」の実施頻度について、現時点の想定がありましたらご教示ください。	システム構築範囲を明確にするため。	現時点では機構保存本人情報の確認頻度について明確な想定をしているものではありませんが、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施に資するよう、適切に行われるべきものと考えます。

17	20	4.3.2 性能要件		<p>レスポンスタイムの記載について、どの業務を対象としているかご教示ください。また、レスポンスタイムの「0.2-0.5秒」、スループット「130件/秒」の根拠がありましたらご教示ください。</p> <p>※開示Sのインターフェイスシステムを共用する場合、口座情報登録システム以外の制約により、上記要件の遵守が難しくなる懸念があります。（IFSのガイドラインにおいて、「大規模」の場合においても、スループットは17.36件/秒とされており、上記の要件を満たすことは困難と想定されます。）</p>	性能要件の根拠を明確にするため。	<p>情報提供等記録開示システムをUIとした、口座情報の登録・変更・修正・抹消を想定しております。</p> <p>また、根拠については、当室において調達している「マイナポータルを活用したサービス検索・電子申請機能等の提供」において同様の要件を提示しているところです。</p> <p>なお、インターフェイスシステムと住基ネット通信サーバーについては、検討の結果、別途新規に構築することとした。</p>
1	1	1.2	1	<p>口座管理法への対応も見据えた拡張性のあるシステムの実現と記載がありますが、以下のような事項について拡張性の想定や範囲をご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携先</li> <li>・保持する情報</li> <li>・複数口座情報登録の可否 など</li> </ul>	<p>拡張の前提によって、初期開発時の工数が大きく変わるため。</p> <p>例えば複数口座情報の登録が将来的に可能となる場合、初期開発の段階でデータの持ち方や処理方式、画面の構成を複数件登録される前提で開発する必要があり1件のみ登録する前提で開発した場合、追加開発の段階でシステム全体に関わる作り直しが発生する可能性があります。対応に多くの工数を要することが想定されます。</p>	<p>口座管理法については、預貯金者の承諾に基づいて個人番号による預貯金口座の管理をすることができることとされていますが、付番された口座情報は、口座開設先である各金融機関において、個人番号により検索可能な状態で管理することとされています。</p> <p>このため、本システムで1人1口座以上の口座情報を保持することはありません（口座管理法により付番されたマイナンバー付き口座情報を管理するのはあくまで各金融機関です）。</p> <p>他方、国民の登録UIについて、本システムを改修して構築ことは十分想定されますところ、そこで入力されたマイナンバー等の情報については、預金保険機構を經由して情報を管理する各金融機関に連携されることとなるため、預金保険機構との連携を考慮する必要があるものと思料いたします。</p>
2	1	1.2	1	<p>本人同意について。本人同意に基づくが、本人同意がとれない者（障がい者、未成年、高齢者）が存在すると認識しています。あくまで本人意思に基づく口座登録とするため、本人意思のもと登録できない対象者も存在するという理解でよいでしょうか。また、たとえば自治体が保有する世帯情報などの未成年者の管理など、行政機関が保有する情報は、各行政機関側で対象者選定に活用するものであり、本システムでは管理しない認識でよいでしょうか。</p>	当該システムの実現範囲を明確にするため。	<p>口座登録については、あくまで預貯金者の意思に基づき行われることを想定しているところ、ご指摘のようなケースにおいては本人の意思に基づいて登録をすることは困難ではないかと思料いたします。（他方、金融機関などでは代理人を事前に届け出ることによって預金の引き出しなどに対応していると承知しており、今後の議論によっては、法定代理人などによる意思表示に基づいて登録をすることも十分考えられます。）</p> <p>また、お尋ねの世帯情報などについては、本システムで管理することとはしていません。</p>

3	1	1.2	1	本人同意取得困難者について。DVなど他者への非開示機能は必要と想定しています。不正対策として行政機関側からの制御も想定しているが、認識相違ないでしょうか。	具備する機能について明確にするため。	ご理解のとおり、DV等被害者に係る情報に関する不開示・自動応答不可の制御については、従前の自治体中間サーバーの例を踏まえつつ、要件定義工程にて検討すべき事項と想定しております。
4	5	1.5.1①	1	金融機関から預金保険機構を経由して口座情報を登録する場合、口座の正しさは窓口となる金融機関側で確認したのち、預金保険機構へ情報連携される認識でよろしいでしょうか。	預金保険機構からの登録フローについて、全銀システム等への確認要否が不明であるため。	ご認識のとおりです。
5	5	1.5.1①	1	「預金保険機構において、全ての金融機関と接続する情報システム及び内閣府と接続する情報システムを整備する予定」とのことですが、当機構と接続するための要件やインターフェース仕様は2022年7月頃に決定すると理解しております。そこで、4.2.11 今後の機能追加を踏まえた構成に「預金保険機構連携機能」があることを踏まえ、本調達では預金保険機構とのオンラインでの連携は開発しないという理解で合っていますか。	開発スケジュールを作成するに当たり、開発範囲や必要な情報の提供時期を見込む必要があるため。	ご認識のとおりです。 なお、預金保険機構と接続するための要件やインターフェース仕様の決定時期については未定です。
6	6	1.5.4 (1) ①	1	金融機関がその名称や店舗名称等を変更した場合、変更情報は預金保険機構から連携され、一括で変更される認識でよろしいでしょうか。	一括変更がある場合、変更前後の情報がどこから取得するかを明確にするため。	金融機関がその名称や店舗名称等を変更した場合については、①本人からの変更、②一括口座確認サービス等を利用した確認・修正（4.2.6口座一括確認機能）を想定しております。
7	5	1.5.1②	1	「登録後は、預貯金者に対して、電子メール、マイナポータルのお知らせ機能、郵便等により通知することを想定」となっておりますが、本システム開発では「電子メールやマイナポータルのお知らせ機能へ引き渡すデータの作成、郵便用データの作成」を実装し、メールサーバーは不要という理解で合っていますか。	本システムの開発範囲を明確にして、開発規模の見積りを適正化するため。	ご認識のとおりです。

8	5	1.5.3	1	「行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用する目的で、払込先の預貯金口座に係る情報を取得したとき又は保有しているときは、預貯金者の同意を得て、当該情報を内閣総理大臣に提供することができる」とのことですが、みなし登録申請する際には、事前に、預貯金者の同意を行政機関等が取得した上で、同意を得られた情報が、本システムに連絡されるという理解で合っていますか。 また、預金保険機構とのオンライン接続が実現するまでは、当機構との連携はDVD等の電子媒体でのデータ受け取りになるという理解で合っていますか。	本システムの開発範囲を明確にして、開発規模の見積りを適正化するため。	ご認識のとおり、みなし登録においては同意を得られた情報のみが連携されることとなります。 また、行政機関の長等からのみなし登録については、既存のマイナポータル機能を改修することによるAPI連携を想定しており、DVDといった電子媒体によるデータ受取は当該連携に対応できないような場合の手段と思料いたします。 なお、預金保険機構はあくまで金融機関からの情報を連携する際のハブであり、行政機関の長等からのみなし登録については省庁連携サーバーによる連携を想定しております。
9	6	1.5.4(4)	1	死亡の確認は、預金保険機構からのデータで判断するという理解で合っていますか。地方自治体から死亡情報を提供してもらい判断するような事務はないという理解で合っていますか。	本システムの開発範囲を明確にして、開発規模の見積りを適正化するため。	機構保存本人確認情報（地方公共団体情報システム機構から提供される住民基本台帳に記録される個人番号、氏名、住所、性別及び生年月日）を利用した確認をするものと思料いたします。
10	10	3.1	1	（仮称）Gov-Cloud 活用検討するうえで、以下の情報が必要となるため、問合せ先をご教示ください。 ① 提供予定のサービスには、どのようなものが予定されているか ② サービス稼働開始時期はいつ頃になる予定か。	ご提案するシステム並びに、費用見積もりに影響が出るため	Gov-Cloudについては内閣官房IT総合戦略室が担当ですが、本調達におけるお問い合わせについては、番号制度推進室にご連絡いただければと存じます。
11	12	3.2.3	1	情報提供等記録開示システムで利用している、「住基ネット通信サーバー」の活用を検討するにあたり、システムの所管省庁について確認させてください。 本調達のシステムと、情報提供等記録開示システムは、貴府または、他の同一機関の所管で運用する見込みの理解で認識に相違ありませんでしょうか。	機関別符号の取扱いに影響が出るため	開示システムで使用している住基ネット通信サーバーおよび本システムについては、いずれも内閣府（デジタル庁）において運用する見込みです。
12	17	4.2.2	1	預貯金者がマイナポータルから口座情報を登録する際にリアルタイムで入力された口座の利用可否を全国銀行協会が運営するシステムへ確認する必要はありますか。	リアルタイムでの口座情報の照会機能が全国銀行協会が運営するシステムに存在しているのかを把握することができないため	マイナポータルからの登録にあたっては、一括口座確認サービスによりリアルタイムに確認することとしております。
13	17	4.2.2	1	電話番号、メールアドレスの登録情報の確実性担保について。口座情報は法の趣旨から確実性の担保が必要と認識しています。一方、電話番号、メールアドレスはその対象外と認識であり、登録内容は本人責との認識で相違ないでしょうか。		電話番号やメールアドレスについては、あくまで本人の申告に基づく登録情報であり、本システムにおいて確実性を担保するものではありません。

14	18	4.2.4	1	登録口座情報閲覧機能は、マイナポータルが実装している自己情報表示機能ではなく、預金保険機構が利用する機能と認識してよろしいでしょうか。	正確な規模見積もりを行うため。	ご指摘の「登録口座情報閲覧機能」については、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）をUIとして登録者本人が閲覧とすることを想定しております。
15	18	4.2.5	1	申請履歴照会機能は、マイナポータルが実装している操作履歴表示機能ではなく、預金保険機構が利用する機能と認識してよろしいでしょうか。	正確な規模見積もりを行うため。	ご指摘の「申請履歴照会機能」については、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）をUIとして申請者本人が照会することを想定しております。
16	19	4.2.6	1	口座一括確認機能にて、預貯金者が登録した口座の实在確認を行うと理解しておりますが、金融機関側に公的給付支給等口座である旨を管理していただき、その口座の登録・変更・廃止などの状態の変更があった場合のみ、全国銀行協会や預金保険機構を通じて情報提供していただくような機能の実装を要請することは可能でしょうか。	全国銀行協会や預金保険機構のシステム負荷を軽減すること、流通するデータ量を減らすことで、処理時間の短縮やデータ通信料金の抑制につながるため	ご指摘のような実装、すなわち本システムで登録されている公金口座について、各金融機関が管理している当該公金口座に変更があった場合にのみデータを連携することで口座の实在確認を行うこととすると、例えば婚姻等により氏名を変更したにも関わらず口座開設先である金融機関へ届け出なかったような場合には、当該変更を金融機関は認知することができず、結果として誤った口座情報が登録され続けることとなり、口座登録法の趣旨・目的を達することは困難であると考えます。
17	19	4.2.10	1	行政機関保有口座情報登録機能について、「すでに口座情報が登録済みであるかどうかを確認する機能を設ける」とありますが、これは既に登録済みの場合にエラーを出すのではなく、検索画面を用いて対象の預貯金者の口座情報を確認する機能が必要ということでしょうか。	正確な規模見積もりを行うため。	連携しようとする口座情報が既に登録されていることが分かれば足り、検索画面を用いた確認機能を要求するものではありません。
18	19	4.2.10	1	口座情報の提供時に既に口座情報が登録済みであるかどうかの確認結果は即時で行政機関に返却する想定でしょうか。	正確な仕様を把握するため。	即時である必要はないものと思料いたします。
19	19	4.2.11	1	「表6 将来追加する必要のある機能一覧」の項番1に預金保険機構連携機能（預金保険機構の情報システムとの口座情報授受）がありますが、本調達では預金保険機構とのデータ授受は電磁的記録媒体経由を想定していますか。	正確な規模見積もりを行うため。	口座管理法などを見据え、オンラインによる連携を想定しております。
20	4	1.5	3	調達仕様書以外の資料として、閲覧可能なものはありますか。 例：想定業務フローなど	正確な規模見積もりを行うため。	調達仕様書以外の閲覧可能な資料はございません。

21	10	3.1	1	パブリッククラウドを活用する場合において、パブリッククラウドサービス提供事業者との契約主体は受託者となる理解でよろしいでしょうか。	見積りに影響があるため	ご認識のとおりです。
22	24	4.4		運用保守環境に対する要件はございますでしょうか。	見積りに影響があるため	運用保守環境の詳細な要件については、契約後に別途協議により決定します。
23	12	3.2.3		本調達の構成システムの環境面は、「表3 中間サーバー機能等の構成システムの一覧」項番4に記載のある通り、本番環境、保守環境、検証環境の3環境が必要であるとの理解しています。情報提供等記録開示システムが保有する、「インターフェイスシステム」及び「住基ネット通信サーバー」についても、同様に3環境保有している認識で相違ないでしょうか。	正確な仕様を把握するため。	情報提供等記録開示システムにおいて一部環境は保有しておりますが、本調達では情報提供等記録開示システムとは別途、システムを構築する必要があり、また、情報提供等記録開示システムと同等の環境をご用意いただく必要があります。
24	13	3.2.5 (3)	1	「ヘルプデスクの問い合わせ時間は9:00～18:00」の旨の記載がありますが、「4.4.3 保守の時間帯」は9:30～18:00の記載があります。ヘルプデスクと保守の時間帯は合わせなくてもよろしいでしょうか。	一括変更がある場合、変更前後の情報がどこから取得するかを明確にするため。	ご指摘のとおり、ヘルプデスクと保守の対応時間を合わせることにいたします。
25	19	4.2.11	1	預金保険機構連携機能は、仕様が決定次第、別途調達する認識でよろしいでしょうか。	正確な規模見積もりを行うため。	ご認識のとおりです。

26	17	4.2.2		<p>口座情報の登録に当たっては、全国銀行協会が運営するシステム等を活用してとありますが、マイナポータルにはすでに、ピッタリサービスにて口座の実在する機能が実装されているように見えます。以下28頁  <a href="https://app.oss.myna.go.jp/Application/preview/detailmanual.pdf">https://app.oss.myna.go.jp/Application/preview/detailmanual.pdf</a>  マイナポータルで実在確認したのち、確認した口座を口座管理システムに連携することは可能でしょうか。</p>	<p>類似機能を複数保持することを避けるため。また、仮に口座管理システムを経由することによりレスポンスの課題が発生する可能性があるため。</p>	<p>ご認識のとおり、既にマイナポータルにて実装されている機能を連携することも可能と思料いたします。</p>
27	21	4.3.2(1)	1	<p>「レスポンスタイム」とは、連携相手のシステムとのネットワーク上のデータ送信時間は含まないという理解で合っていますか。</p>	<p>本システムが遵守すべき範囲を明確にして、システム構成を適正化するため。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
28	21	4.3.3		<p>システム稼働要件として記載されている、サービスの稼働率は99.9%は、パブリッククラウドにおける、データセンター障害（AWSの定義ではAZ）でも守るべき稼働率であると認識しています。  ただし、リージョン障害発生（複数データセンタ同時障害発生時等）時、または同等の障害発生時は本稼働率の適用外となる認識ですが、相違ないでしょうか。その他、適用外となるケースがあれば、ご教示ください。</p>	<p>正確な規模見積もりを行うため。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
29	21	4.3.5	1	<p>事業継続するにあたり、災害発生後から復旧するまでの時間として、24時間を想定していますが、ご想定されている時間はありますか。</p>	<p>本システムが遵守すべき範囲を明確にして、システム構成を適正化するため。</p>	<p>現時点で想定している時間はございませんが、本システムは災害等の緊急時における公的給付についても利用が想定されるものであることから、速やかな復旧が要求されることが見込まれます。</p>

- 注) 1. 種別欄には、質問の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。  
[1. 調達仕様書案に対する質問等 2. その他]  
2. 質問等及び理由は、明確かつ簡潔に記載すること。  
3. 本様式の変更は、行わないこと。